

特定社会保険労務士 高野 裕之

TKN社労士通信



TKN 社会保険労務士事務所
連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13
電話: 03-6315-8830 FAX: 03-3795-9021
e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp
URL: <http://www.tkn-sr.jp/>

厳しさが続く就職活動は「苦」? 「楽」?

◆就職活動を漢字1文字で表すと?

株式会社毎日コミュニケーションズでは、卒業予定の学生を対象とした「マイコミ学生就職モニター調査」の一環として行っている「あなたの就職活動を漢字1文字で表すと?」の2010年調査の結果を発表しました。

この調査は2000年(2001年卒業予定者対象)から毎年実施されており、今年で11回目となっています。

◆「苦」が2年連続で1位

上記の質問について、1位から10位までの結果は以下の通りとなっています。

- ・1位「苦」(前年1位)
- ・2位「楽」(前年3位)
- ・3位「迷」(前年2位)
- ・4位「進」(前年ランク外)
- ・4位「動」(前年6位)
- ・6位「耐」(前年8位)
- ・7位「難」(前年4位)
- ・8位「縁」(前年5位)
- ・9位「疲」(前年9位)
- ・10位「知」(前年ランク外)

◆結果から何が見える?

厳しい雇用状況の影響を大きく受け、「苦」が2年連続で1位となりましたが、「楽」が前年の3位から2位に浮上しました。これについては、就職活動が「楽(らく)だった」ということではなく、幅

広い就職活動を通して多くの企業や人に出会えたことが「楽しかった」と回答している学生が目立ったそうです。

なお、過去に一度も10位以内に入っていなかった「進」が4位に入り、学生の前向きで積極的な姿勢も見受けられます。

◆来年の採用状況は?

厚生労働省の「労働経済動向調査」では、2011年新規学卒者の採用予定者数の前年との増減比較について、「増加」とする事業所の割合が、高校卒13%、大学卒(文科系)13%、大学卒(理科系)14%と、いずれも前年を上回ったとの結果が出ています。

厳しい雇用環境であることには変わりありませんが、学生たちにとってはやや明るい兆しが見えつつあるようです。

今後の「有期労働契約」はどうなるのか? アルバイトは? パートさんは?

◆8月下旬に「報告書」原案を公表

厚生労働省の「有期労働契約研究会」では、8月下旬に会合を開き、今後の有期労働契約に関する施策の方向性を示す、「報告書」原案を公表しました。

有期労働契約者の範囲、通常の労働者との処遇の均衡、契約の更新・雇止めなど、今後の「有期労働契約」のあり方に大きな影響を与えるものと見られます。

◆有期労働契約者に関する現状分析と課題

上記の「報告書」原案では、有期契約労働者は、労使の多様なニーズにより増加しており、労働者本人の希望や意見を含めて眺めれば多様な集団になっていると、現状を分析しています。

そして、4つの職務タイプである「正社員同様職務型」(36.4%)、「高度技能活用型」(4.4%)、「別職務・同水準型」(17.0%)、「軽易職務型」(39.0%)に分類し、就業形態、年齢などの多様な実態を踏まえたうえでの対応が必要であると指摘しています。

◆今後検討される内容

上記内容を踏まえたうえで、今後は、下記の項目を検討するとしています。

(1) 契約締結事由の規制

有期労働契約の締結の時点で利用可能な事由を限定することを検討する。

(2) 更新回数や利用可能期間に係るルール

一定年限等の「区切り」を超える場合の無期労働契約との公平、紛争防止、雇用の安定や職業能力形成の促進等の観点から、更新回数や利用可能期間の上限の設定を検討する。

(3) 雇止め法理(解雇権濫用法理の類推適用の法理)の明確化

定着した判例法理の法律によるルール化を検討する。

◆法改正を含めた制度整備が必要

今後、中長期的に労働力が減少していくと予測される中、有期契約労働者を公正に処遇し、労働者が仕事と家庭生活との調和を図りつつ、生きがい・働きがいのある充実した生活を送ることができるよう、法改正を含めた制度整備がなされることが望まれます。

2010年度の最低賃金が決定 全国平均 730 円に

◆全国平均 17 円の引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会では、2010年度の地域別最低賃金(時間額)の引上げの目安を全国平均で 15 円にすると答申していました(現在の 713 円から 728 円へ引上げ)。

その後、各地方最低賃金審議会による調査・審議が行われ、9月9日までにすべての地方最低賃金審議会が答申があり、引上げの目安は全国平均で 17 円となり、最終的な全国加重平均額は 730 円となりました。

答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、10月から発効の予定です。

◆「最低賃金」とは？

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。

中央最低賃金審議会が定めた目安を基に 47 都道府県ごとに定められ、最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられるとされています。

◆「全国最低 800 円」の確保はなるか？

政府は、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」と合意していますが、使用者側は最後まで慎重な姿勢を崩しませんでした。

政府目標は「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長」が前提となっており、中小企業の生産性向上の取組みや、中小企業に対する支援などが課題となっています。

これらの前提条件が実現せず、施策の実効性がないまま最低賃金のみが大幅に引き上げられれば、企業の経営に影響し、雇用の喪失につながるなどの懸念があります。

企業が期待する法人実効税率の引下げ

◆7割以上が「引き下げるべき」

現在、法人税率の引下げが世界各国で行わ

れている中、政府は「新成長戦略」において、法人実効税率(約 40%)を主要国並みに引き下げていくことを掲げています。

帝国データバンクの調査によると、法人実効税率について「引き下げるべき」と回答した企業は1万1,446社中8,171社(構成比71.4%)で、7割以上の企業が引下げを求めていることがわかりました。

引下げを望んでいる企業を規模別にみると、「大企業」が67.1%だったのに対し、「中小企業」では72.7%となっており、中小企業で引下げを求める割合が高いことがわかります。

◆企業は利益の押上げに期待

法人実効税率が引き下げられた場合に、どのようなことに期待するかという質問に対しては、「企業利益の押上げ」と回答した企業が64.6%で最多でした。そして、「企業の国際競争力の向上」(43.9%)、「国内景気の上昇」(41.9%)、「国内雇用の確保」(37.2%)、「企業の海外移転の抑制」(31.3%)と続いています。

また、実効税率が引き下げられた場合に、引き下げられた分を何に充当するか、現段階において最も可能性が高い項目を尋ねた項目では、25.6%の企業が「内部留保」と回答しています。この他、「人員の増強」「社員に還元」などの人的投資、「設備投資の増強」「研究開発投資の拡大」などの資本投資を合わせると、約4割の企業が積極的な投資に充当すると考えていることが明らかになりました。

◆税体系の再構築を

法人課税のうち、最も優先的に見直してほしい税項目に関する質問では、「法人税」が58.8%で最多でした。多くの企業において、法人税の見直しを求めていることがわかります。

法人課税は種類が多く、「事業計画などを複雑にしている」という声も多く聞かれ、企業が納得して税を納めるためにも、税体系をわかりやすく再構築することが必要とされているのではないのでしょうか。

10月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月~9月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

当事務所よりひとこと

9月24日に厚生労働省が、新卒者就職支援強化策の一つとして、3年以内の既卒者を対象とする「新卒者就職実現プロジェクト」を発表いたしました。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000sf7z.html>)

内容は「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」(1名に付、最大80万円支給)と「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」(1名に付、100万円支給)の2つの助成金を、創設しています。

若年者等の採用を予定している事業所様には、申請をお勧めいたします。当事務所では、申請手続代行を積極的に承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。(高野 裕之)